

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年3月19日提出
【計算期間】	第2特定期間（自 平成20年6月20日 至 平成20年12月19日）
【ファンド名】	ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンド
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田口 彌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 大吉 昭一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-5533-4606
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

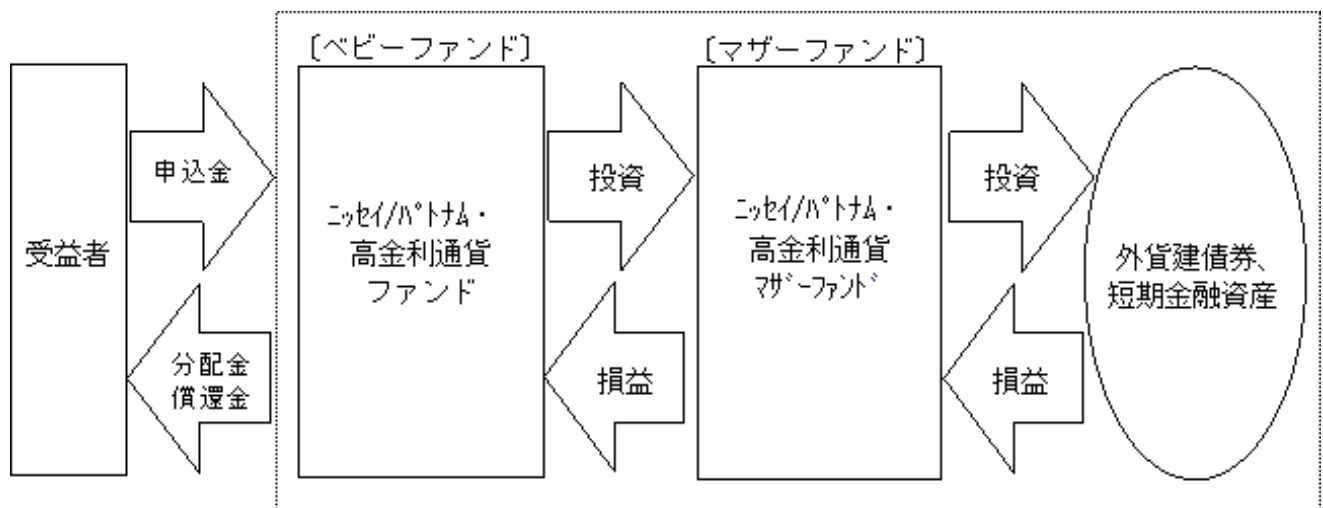
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

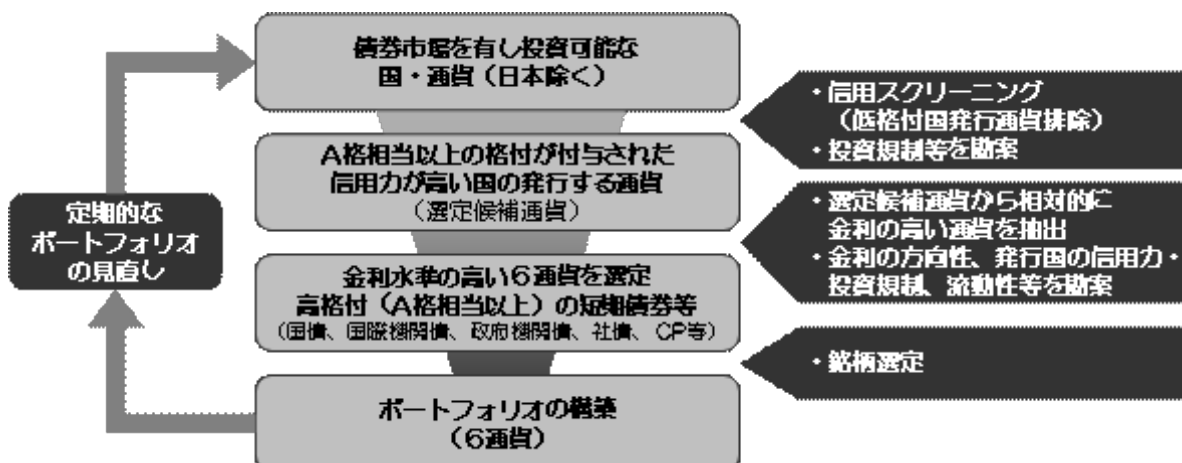
ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

相対的に金利水準の高い6通貨を選定し、各通貨建ての高格付の短期債券等に投資します。



＜通貨の選定＞

- ・金利の方向性、当該通貨発行国（導入国）の信用力・投資規制、流動性等を勘案し、相対的に金利水準の高い6通貨（日本円を除く）を選定します。
- ・原則として、発行国（導入国）の格付がA格相当以上^{※1}の通貨とします。
- ・各通貨建ての資産への投資比率は、1／6ずつの均等投資を基本とします。
- ・選定通貨の見直しを定期的に行います。ただし、委託会社が必要と判断した場合には、随時、通貨の入替えを行います。
- ・複数の通貨に分散して投資を行うことで、単一通貨への投資に比べ為替変動リスクを低減する効果が期待できます。

＜債券等への投資＞

- ・投資対象は、高格付の短期債券等^{※2}（国債、国際機関債、政府機関債、社債、コマーシャル・ペーパー等）とし、利息収入を中心とした収益の確保をめざします。
- ・投資対象債券は、残存期間1年以内とし、組入債券等の平均残存期間は180日以内とします。
- ・短期債券等に投資することにより、金利変動リスクを低減することをめざします。

※1 本国通貨建長期債務格付が、S&PでA一格以上またはMoody'sでA3格以上

※2 原則として、S&PでA一格以上またはMoody'sでA3格以上の格付あるいはそれに相当する信用力を有する債券等



- 上記は一般論であり、短期金利の変動幅が長期金利の変動幅より大きい場合など、実際にはこれと異なる値動きをする場合があります。

毎月、分配金をお支払いすることをめざします。

- ・毎月19日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を行うことをめざします。



- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

原則として、為替ヘッジ[※]は行いません。

○ 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

※ 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

・当ファンドは、運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（The Putnam Advisory Company, LLC.）」に委託します。

○ ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要

（平成20年9月末現在）

- パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。
- 運用資産は約1,365億ドル（約14兆円）、投信残高は約740億ドル（約7兆円）の規模を誇ります。
- 設定済み投信は70本以上、投資家数は約800万人にのびります。
- ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を197名有しています。

④ 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／海外／債券に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	------------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

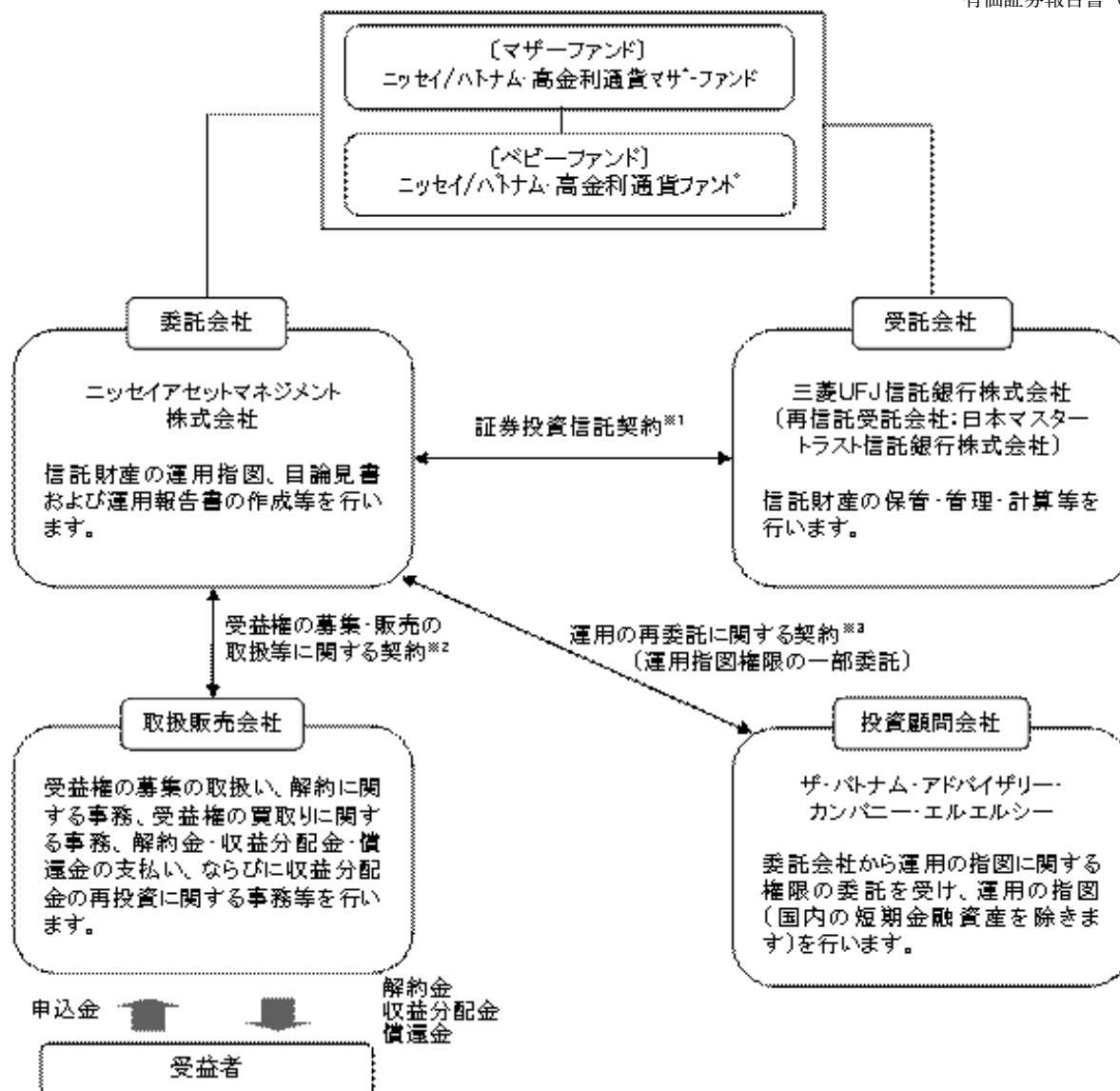
属性区分表

その他資産（投資信託証券（債券（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
	目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの仕組み】



※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

※3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成21年1月末現在）

1. 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 資本金の額：100億円
3. 会社の沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

4. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスⅠ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンドを通じて実質的に主として外貨建債券および短期金融資産に投資することにより、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。
 - ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
-

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法**a 投資対象**

外貨建債券および短期金融資産を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として外貨建債券および短期金融資産を投資対象とし、運用を行います。
- ② 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。
- ③ 信用力が高く、相対的に金利水準の高い６通貨を選定し、各通貨建ての高格付けの短期債券等に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンドを主要投資対象とします。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限りません）

ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ. 金銭債権（イ.及びハ.に掲げるものに該当するものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. のマザーファンドならびに次の2. から23. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンド
2. 株券または新株引受権証書
3. 国債証券
4. 地方債証券
5. 特別の法律により法人の発行する債券
6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
7. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で22. の有価証券の性質を有するもの

なお、2. の証券または証書、13. および18. の証券または証書のうち2. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、3. から7. までの証券ならびに13. および18. の証券または証書のうち3. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

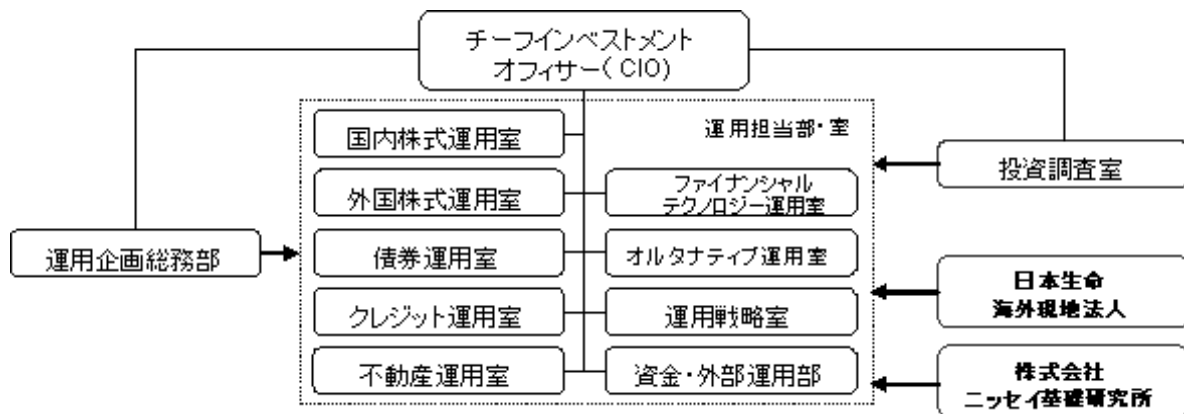
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項

の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③1. から4. までの掲げる金融商品により運用することができます。

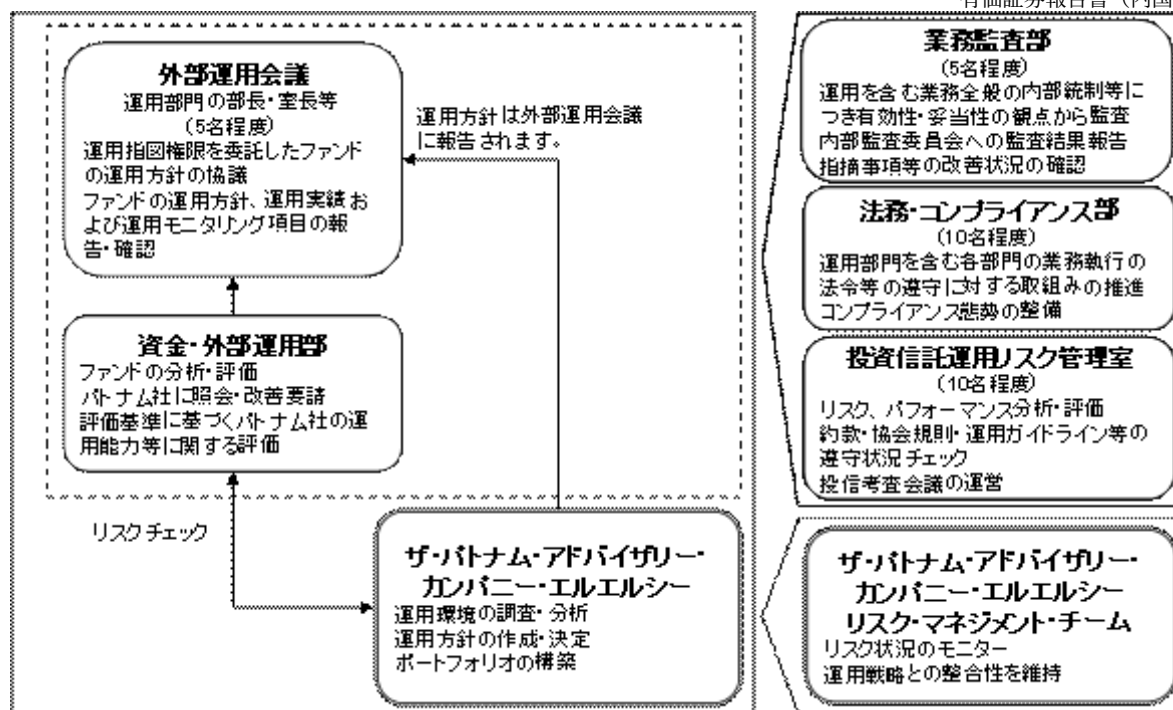
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産にかかる運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第1計算期間末には、分配を行いません。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益（評価益を含みます）が発生した場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます）等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

決算日は毎月19日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

（５）【投資制限】

ａ 約款に定める主な投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

ｂ 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避

するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
 4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引
1. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
 5. 当該⑤に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 6. 当該⑤に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該6.において同じ）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該6.において同じ）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
 3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- ⑦ 有価証券の空売り
1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
 2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ⑧ 有価証券の借入れ
1. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
 2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- ⑨ 外国為替予約等
1. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
 2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
 3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
 4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
 5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑩ 資金の借入れ
1. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンドは、主に外貨建ての債券等を実質的な投資対象としますので、為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、金利変動等による組入債券等の価格の下落や、組入債券等の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により損失を被ることがあります。

ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券等の価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券等の価格が下落します。

信用リスク

債券等の発行体が財政難、経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券等の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券等の価格が下落することがあります。

カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

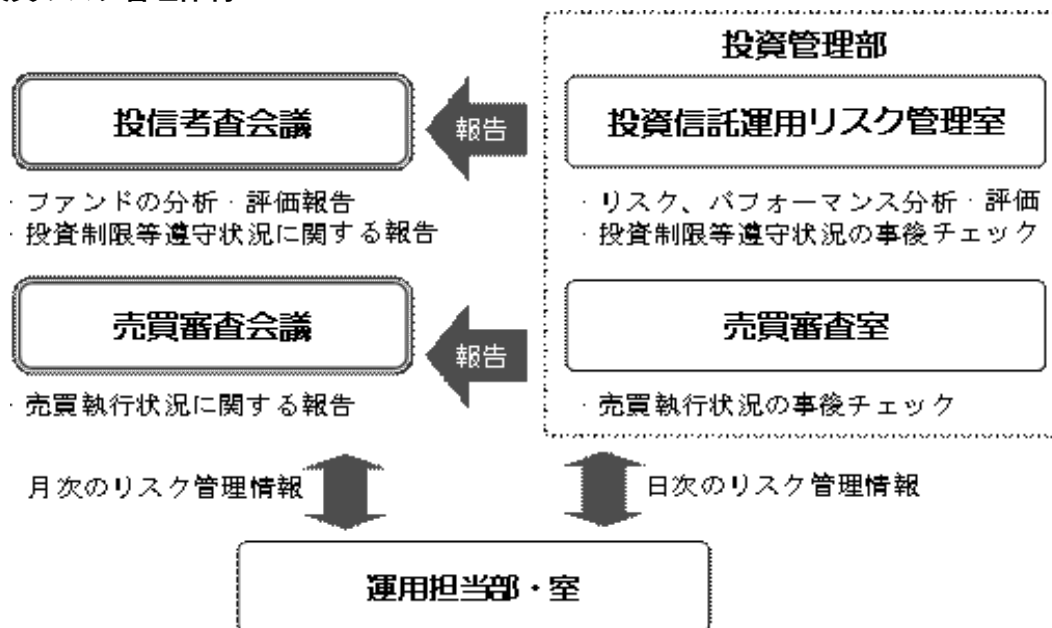
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

平成20年12月19日現在、委託会社は、ファンドを314百万円（受益権口数500百万口、当ファンド全体の2.3%）保有しております。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の投信考査会議で報告します。
2. 売買審査室が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の売買審査会議で報告します。
3. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）[※]を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
※手数料率は変更となる場合があります。
- ② 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社につきましては、

以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜0.9%）の率をかけた金額とし、その配分は次のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分		
年0.945% (税抜0.9%)	委託会社	年0.357%	(税抜0.34%)
	取扱販売会社	年0.525%	(税抜0.50%)
	受託会社	年0.063%	(税抜0.06%)

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に年率0.17%をかけた金額）が含まれます。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率	
100億円超 の部分	年 0.00420%	(税抜0.004%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00525%	(税抜0.005%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00735%	(税抜0.007%)
10億円以下 の部分	年 0.04200%	(税抜0.040%)

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

※ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、

事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求・償還時の解約価額または償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求・償還時の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
- ※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。
- ただし、平成22年12月31日までは、
- ・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。ただし、上場株式等の配当等の金額の合計額が年間100万円^{※1}を超える場合、申告不要制度の適用外となり、確定申告を行う必要があります。
 - ・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、その年の上場株式等の配当所得の金額のうち、100万円以下の部分は、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求・償還・買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります^{※2}。
- ただし、平成22年12月31日までは、
- ・その年の上場株式等の譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分は、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
 - ・源泉徴収選択口座を選択し、上場株式等の譲渡所得等の合計金額が年間500万円以下の場合のみ、申告不要制度が適用されます。
- 解約請求・償還時および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

※1 ファンド・銘柄毎に1年間で受取った配当等の合計額が1万円以下のものは除きます。

※2 源泉徴収選択口座を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求・償還時の個別元本超過額に対して平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日からは15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。益金不算入制度の適用はありません。

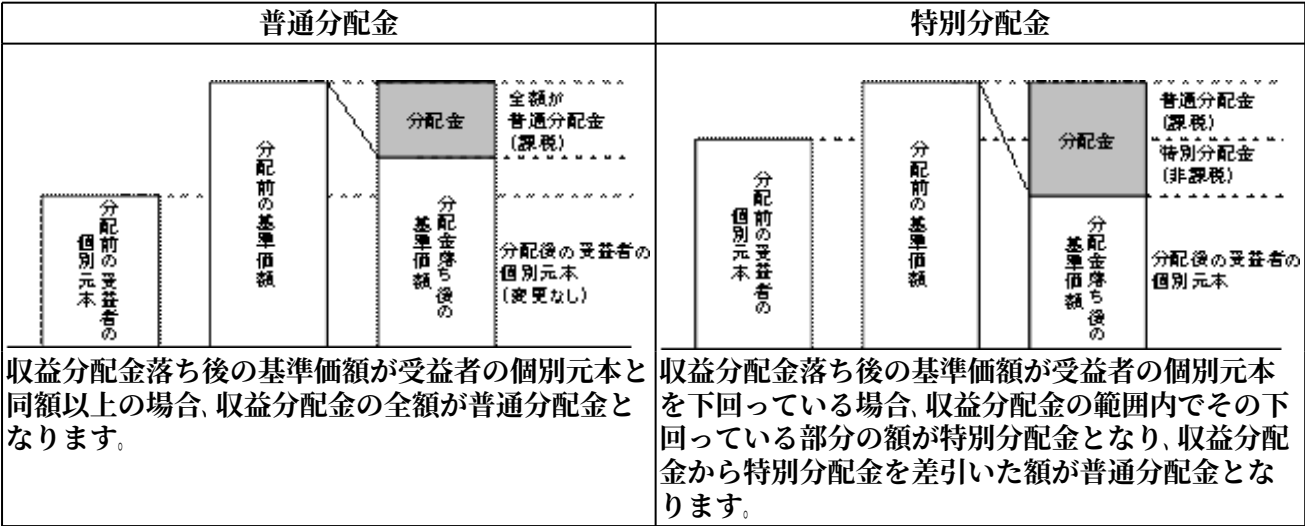
個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。



税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年1月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,716,140,086	100.18
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△23,087,116	△0.18
純資産総額		12,693,052,970	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」

（平成21年1月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ポーランド	991,902,919	7.80
	南アフリカ	228,426,916	1.80
	ハンガリー	181,889,516	1.43
	小計	1,402,219,351	11.03
地方債証券	ドイツ	35,956,048	0.28
特殊債券	国際機関	5,638,059,950	44.34
	ドイツ	1,976,758,388	15.55
	オランダ	735,265,521	5.78
	オーストラリア	587,578,123	4.62
	スウェーデン	369,585,818	2.91
	カナダ	242,746,810	1.91
	小計	9,549,994,610	75.11
社債券	オランダ	474,428,520	3.73
	フランス	258,907,510	2.04
	アメリカ	178,480,923	1.40
	オーストラリア	116,697,958	0.92
	小計	1,028,514,911	8.09
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		698,637,124	5.49
純資産総額		12,715,322,044	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年1月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	ニッセイ／パトナム・高金利通貨マザーファンド	親投資信託受益証券	20,863,232,300	6,414	13,382,649,017	6,095	12,716,140,086	100.18
投資比率：合計									100.18

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.18
合計		100.18

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」

（平成21年1月30日現在）

順位	国名	銘柄名	利率	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（％）
							単価	金額	
1	ポーランド	POLAND GOVT	6.000	2009/5/24	国債証券	37,000,000	2,673 2,681	988,835,841 991,902,919	7.80
2	国際機関	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	10.000	2009/5/12	特殊債券	88,400,000	888 890	784,864,378 786,415,647	6.18
3	国際機関	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6.250	2009/2/18	特殊債券	28,834,000	2,668 2,674	769,340,334 771,144,523	6.06
4	ドイツ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	6.000	2009/9/15	特殊債券	12,000,000	5,887 5,886	706,491,984 706,345,900	5.56
5	国際機関	EUROPEAN INVESTMENT BANK	8.250	2009/5/5	特殊債券	1,570,000,000	40 40	633,897,118 634,877,950	4.99
6	国際機関	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	7.250	2009/3/13	特殊債券	95,000,000	629 632	597,170,618 600,297,638	4.72
7	オーストラリア	QUEENSLAND TREASURY CORP	6.000	2009/7/14	特殊債券	10,000,000	5,870 5,876	587,022,904 587,578,123	4.62
8	ドイツ	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK	6.000	2009/9/15	特殊債券	9,310,000	5,897 5,884	549,053,713 547,807,005	4.31
9	国際機関	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6.000	2009/7/15	特殊債券	10,598,000	4,603 4,616	487,811,076 489,201,840	3.85
10	オランダ	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	6.250	2009/7/28	特殊債券	10,002,000	4,607 4,602	460,802,489 460,295,845	3.62
11	ドイツ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	6.000	2009/7/15	特殊債券	8,000,000	4,597 4,607	367,770,308 368,594,640	2.90
12	国際機関	INTERNATIONAL FINANCE CORP	7.000	2009/8/25	特殊債券	58,000,000	625 632	362,697,606 366,291,907	2.88
13	国際機関	INTERNATIONAL FINANCE CORP	11.000	2009/7/1	特殊債券	39,000,000	893 890	348,166,333 347,150,302	2.73

順位	国名	銘柄名	利率	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（％）
							単価	金額	
14	国際機関	COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BANK	6.000	2009/3/27	特殊債券	856,000,000	40 40	343,035,289 344,969,881	2.71
15	国際機関	EUROPEAN BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	7.300	2009/3/23	特殊債券	54,000,000	630 633	340,452,720 341,597,817	2.69
16	フランス	NESTLE FINANCE INTERNATIONAL LTD	7.000	2009/2/9	社債券	641,000,000	40 40	257,663,560 258,907,510	2.04
17	カナダ	EXPORT DEVELOPMENT CANADA	6.500	2009/2/23	特殊債券	5,302,000	4,581 4,578	242,901,951 242,746,810	1.91
18	国際機関	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	10.750	2009/9/8	特殊債券	27,000,000	892 895	240,807,929 241,597,242	1.90

19	南アフリカ	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10.000	2009/2/28	国債証券	25,546,000	895 894	228,515,985 228,426,916	1.80
20	オランダ	RABOBANK NEDERLAND NV	7.000	2009/3/12	社債券	559,000,000	40 40	225,393,490 225,183,307	1.77
21	オランダ	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	5.250	2009/6/17	特殊債券	4,250,000	4,578 4,598	194,570,375 195,433,112	1.54
22	ハンガリー	REPUBLIC OF HUNGARY	9.500	2009/2/12	国債証券	450,000,000	40 40	181,740,330 181,889,516	1.43
23	国際機関	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	6.250	2009/10/9	特殊債券	400,000,000	40 40	161,012,475 158,136,285	1.24
24	ドイツ	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK	7.250	2009/3/13	特殊債券	390,000,000	40 40	156,682,058 157,394,758	1.24
25	ドイツ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	7.440	2009/3/23	特殊債券	23,610,000	630 632	148,674,153 149,206,200	1.17
26	オランダ	ABN AMRO BANK NV	9.000	2009/2/23	社債券	16,000,000	890 891	142,323,370 142,533,638	1.12
27	スウェーデン	KOMMUNINVEST I SVERIGE	8.170	2009/6/22	特殊債券	21,620,000	631 634	136,475,513 137,061,250	1.08
28	スウェーデン	KOMMUNINVEST I SVERIGE	7.740	2009/5/21	特殊債券	20,950,000	617 632	129,324,685 132,449,059	1.04
29	国際機関	EUROPEAN BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	7.830	2009/9/10	特殊債券	17,900,000	628 632	112,457,198 113,083,785	0.89
30	スウェーデン	KOMMUNINVEST I SVERIGE	7.860	2009/4/20	特殊債券	15,820,000	631 633	99,746,046 100,075,509	0.79
投資比率：合計									86.58

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）平成21年1月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注３）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
特殊債券	—	75.11
国債証券	—	11.03
社債券	—	8.09
地方債証券	—	0.28
合計		94.51

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額（平成21年1月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとお

りであります。

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第1特定 期末	（平成20年6月19日）	分配付： 14,463,871,452	分配付： 9,986
		分配落： 14,216,053,995	分配落： 9,736
第2特定 期末	（平成20年12月19日）	分配付： 14,445,649,804	分配付： 6,630
		分配落： 13,732,530,041	分配落： 6,280
	平成20年1月末日	472,746,445	9,455
	2月末日	5,369,123,199	9,428
	3月末日	8,759,664,437	8,981
	4月末日	11,145,819,554	9,461
	5月末日	13,306,802,129	9,763
	6月末日	15,096,830,410	9,780
	7月末日	17,999,873,278	10,093
	8月末日	18,414,818,105	9,568
	9月末日	17,761,497,873	8,482
	10月末日	14,893,770,618	6,891
	11月末日	14,098,357,628	6,482
	12月末日	14,044,812,422	6,300
	平成21年1月30日	12,693,052,970	5,580

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成19年12月20日 至平成20年6月19日	250円
第2 特定期	自平成20年6月20日 至平成20年12月19日	350円

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成19年12月20日 至平成20年6月19日	△0.14%
第2 特定期	自平成20年6月20日 至平成20年12月19日	△31.90%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ロンドンまたはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時（国内の金融商品取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿

への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし
ます。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備
える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取
るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料
の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定める
ことができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申
込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めるこ
とができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社
にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ロンドンまた
はニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時（国内の金融商品取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売
会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金
の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たして
いる場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買
取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金
額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第一部 ファンド情
報 第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金 （5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成19年12月20日から平成29年12月19日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月20日から翌月19日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年12月20日から平成20年1月21日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンド

は、後記「② 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面の通知決議を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「① 繰上償還 2.」または「② 約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの6月および12月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに関する信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に関する契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（3）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（5）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

（6）反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 （5）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

（7）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

第4【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成19年12月20日から平成20年6月19日まで）及び第2特定期間（平成20年6月20日から平成20年12月19日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間 (平成20年6月19日現在)	第2特定期間 (平成20年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,606,799	50,054,384
親投資信託受益証券	14,216,051,025	13,732,522,137
未収入金	40,140,000	107,680,000
流動資産合計	14,299,797,824	13,890,256,521
資産合計	14,299,797,824	13,890,256,521
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,006,144	131,204,582
未払解約金	—	15,923,115
未払受託者報酬	709,538	700,416
未払委託者報酬	9,933,597	9,805,948
その他未払費用	94,550	92,419
流動負債合計	83,743,829	157,726,480
負債合計	83,743,829	157,726,480
純資産の部		
元本等		
元本	14,601,228,996	21,867,430,344
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△385,175,001	△8,134,900,303
純資産合計	14,216,053,995	13,732,530,041
負債純資産合計	14,299,797,824	13,890,256,521

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 （自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	第2特定期間 （自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
営業収益		
受取利息	7,948	83,992
有価証券売買等損益	754,881,026	△6,586,338,888
営業収益合計	754,888,974	△6,586,254,896
営業費用		
受託者報酬	2,128,514	5,118,053
委託者報酬	29,799,657	71,653,363
その他費用	356,784	620,121
営業費用合計	32,284,955	77,391,537
営業利益又は営業損失（△）	722,604,019	△6,663,646,433
経常利益又は経常損失（△）	722,604,019	△6,663,646,433
当期純利益又は当期純損失（△）	722,604,019	△6,663,646,433
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	217,555	△69,816,448
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△385,175,001
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,564,132	383,380,493
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,564,132	371,354,489
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	12,026,004
剰余金減少額又は欠損金増加額	861,308,140	826,156,047
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,810,634
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	861,308,140	823,345,413
分配金	247,817,457	713,119,763
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△385,175,001	△8,134,900,303

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1特定期間 (自平成19年12月20日 至平成20年6月19日)	第2特定期間 (自平成20年6月20日 至平成20年12月19日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成20年6月19日現在)	第2特定期間 (平成20年12月19日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	14,601,228,996口	21,867,430,344口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	385,175,001円	8,134,900,303円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9736円 (9,736円)	0.6280円 (6,280円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 (自平成19年12月20日 至平成20年6月19日)	第2特定期間 (自平成20年6月20日 至平成20年12月19日)
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 5,744,126円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 13,815,730円 なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。

2. 分配金の計算過程 第1期（自平成19年12月20日 至平成20年1月21日） 当期は信託約款に規定された無分配期のため、分配はしていません。 第2期（自平成20年1月22日 至平成20年2月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,321,882円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額3,391,218円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,964,205円）、及び分配準備積立金（2,236,656円）より、分配対象収益は17,522,743円（1口当たり0.006446円）であり、うち13,590,920円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 第7期（自平成20年6月20日 至平成20年7月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（93,204,148円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額95,361,915円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（490,501,912円）、収益調整金（217,595,283円）、及び分配準備積立金（495,376,244円）より、分配対象収益は1,296,677,587円（1口当たり0.074985円）であり、うち86,462,540円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。 第8期（自平成20年7月23日 至平成20年8月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,877,846円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額93,963,595円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（346,079,572円）、及び分配準備積立金（959,971,221円）より、分配対象収益は1,386,928,639円（1口当たり0.074618円）であり、うち111,522,570円（1口当たり0.0060円）を分配金額としております。
---	---

第1特定期間 （自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	第2特定期間 （自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
第3期（自平成20年2月20日 至平成20年3月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,808,207円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額28,082,091円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,054,786円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は45,862,993円（1口当たり0.005514円）であり、うち41,586,745円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。 第4期（自平成20年3月20日 至平成20年4月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,195,683円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額53,934,709円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（159,153,912円）、収益調整金（12,642,236円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は224,991,831円（1口当たり0.020290円）であり、うち55,444,570円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。	第9期（自平成20年8月20日 至平成20年9月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（84,247,639円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額99,005,980円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（536,313,180円）、及び分配準備積立金（887,734,861円）より、分配対象収益は1,508,295,680円（1口当たり0.073070円）であり、うち123,850,523円（1口当たり0.0060円）を分配金額としております。 第10期（自平成20年9月20日 至平成20年10月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（79,255,960円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額93,212,137円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（621,208,997円）、及び分配準備積立金（835,350,690円）より、分配対象収益は1,535,815,647円（1口当たり0.070874円）であり、うち130,018,563円（1口当たり0.0060円）を分配金額としております。

第5期（自平成20年4月22日 至平成20年5月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （55,728,885円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額58,154,653円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（137,163,329円）、収益調整金（43,875,434円）、及び分配準備積立金（156,810,849円）より、分配対象収益は393,578,497円（1口当たり0.030658円）であり、うち64,189,078円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。	第11期（自平成20年10月21日 至平成20年11月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,056,644円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額80,396,515円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（638,379,476円）、及び分配準備積立金（768,759,628円）より、分配対象収益は1,476,195,748円（1口当たり0.068100円）であり、うち130,060,985円（1口当たり0.0060円）を分配金額としております。
--	--

第1特定期間 （自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	第2特定期間 （自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
第6期（自平成20年5月20日 至平成20年6月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（71,925,920円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額74,607,463円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（215,889,584円）、収益調整金（94,471,895円）、及び分配準備積立金（284,999,825円）より、分配対象収益は667,287,224円（1口当たり0.045701円）であり、うち73,006,144円（1口当たり0.0050円）を分配金額としております。	第12期（自平成20年11月20日 至平成20年12月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（64,984,237円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額75,579,144円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（667,151,244円）、及び分配準備積立金（692,183,215円）より、分配対象収益は1,424,318,696円（1口当たり0.065134円）であり、うち131,204,582円（1口当たり0.0060円）を分配金額としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間 （自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	第2特定期間 （自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第1特定期間 （自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	第2特定期間 （自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 （平成20年6月19日現在）	第2特定期間 （平成20年12月19日現在）
期首元本額	500,000,000円	14,601,228,996円
期中追加設定元本額	14,135,448,996円	10,132,699,936円

期中一部解約元本額	34,220,000円	2,866,498,588円
-----------	-------------	----------------

2 有価証券関係

第1特定期間（平成20年6月19日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間（自平成20年5月20日 至平成20年6月19日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	14,216,051,025	298,021,447
合計	14,216,051,025	298,021,447

第2特定期間（平成20年12月19日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間（自平成20年11月20日 至平成20年12月19日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	13,732,522,137	△36,277,574
合計	13,732,522,137	△36,277,574

3 デリバティブ取引関係

第1特定期間（自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第2特定期間（自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド	20,248,484,425	13,732,522,137	
合計		20,248,484,425	13,732,522,137	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド（ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンド）は、「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ／パトナム高金利通貨 マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成20年6月19日現在）	（平成20年12月19日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	837,087,069	136,624,654
コール・ローン	233,595,628	160,979,096
国債証券	3,421,478,275	3,477,321,548
地方債証券	47,659,560	—
特殊債券	7,939,733,189	7,953,590,533
社債券	1,986,853,846	1,374,836,392
派生商品評価勘定	208,271,170	902,602,047
未収入金	1,259,373,145	144,367,410
未収利息	152,389,433	188,148,468
前払費用	384,679,549	393,912,570
流動資産合計	16,471,120,864	14,732,382,718
資産合計	16,471,120,864	14,732,382,718
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	213,372,684	858,519,651
未払金	2,002,178,127	34,165,800
未払解約金	40,140,000	107,680,000
流動負債合計	2,255,690,811	1,000,365,451
負債合計	2,255,690,811	1,000,365,451
純資産の部		
元本等		
元本	14,211,787,489	20,248,484,425
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,642,564	△6,516,467,158
純資産合計	14,215,430,053	13,732,017,267
負債純資産合計	16,471,120,864	14,732,382,718

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成19年12月20日 至平成20年6月19日)	(自平成20年6月20日 至平成20年12月19日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 同左 同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年6月19日現在)	(平成20年12月19日現在)
1. 計算日における受益権総数	14,211,787,489口	20,248,484,425口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	—円	6,516,467,158円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0003円 (10,003円)	0.6782円 (6,782円)

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	（自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	（自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成20年6月19日現在）	（平成20年12月19日現在）
同特定期間の期首元本額	499,999,999円	14,211,787,489円
同特定期間中の追加設定元本額	13,813,913,717円	7,331,129,063円
同特定期間中の一部解約元本額	102,126,227円	1,294,432,127円
同特定期間末日の元本額※	14,211,787,489円	20,248,484,425円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンド	14,211,787,489円	20,248,484,425円
合計	14,211,787,489円	20,248,484,425円

2 有価証券関係

（平成20年6月19日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,421,478,275	4,854,789
地方債証券	47,659,560	963
特殊債券	7,939,733,189	△1,847,534
社債券	1,986,853,846	7,941,543
合計	13,395,724,870	10,949,761

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成19年12月20日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成20年12月19日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,477,321,548	18,985,019
特殊債券	7,953,590,533	35,418,766
社債券	1,374,836,392	7,661,775
合計	12,805,748,473	62,065,560

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年6月20日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

（自平成19年12月20日 至平成20年6月19日）	（自平成20年6月20日 至平成20年12月19日）
1. 取引の内容 利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。 2. 取引に対する取組方針 為替予約取引は、外貨の送金金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。但し、投機目的の取引は行わない方針であります。 3. 取引の利用目的 為替予約取引は、原則として、外貨の送金金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。 4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。 5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

（平成20年6月19日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,262,874,716	—	6,368,084,771	△105,210,055
	オーストラリアドル	270,030,440	—	279,357,000	△9,326,560
	ニュージーランドドル	287,162,046	—	288,694,464	△1,532,418
	ノルウェークローネ	2,164,461,201	—	2,189,962,953	△25,501,752
	メキシコペソ	732,171,925	—	743,781,992	△11,610,067
	南アフリカランド	600,870,016	—	591,222,752	9,647,264
	ポーランドズロチ	2,205,160,180	—	2,211,155,310	△5,995,130
	ハンガリーフォリン	92,844,624	—	92,196,864	647,760
	計	12,615,575,148	—	12,764,456,106	△148,880,958
	買建				
	米ドル	6,474,700,432	—	6,516,892,753	42,192,321
	オーストラリアドル	513,072,853	—	525,058,788	11,985,935
	ニュージーランドドル	282,714,933	—	288,361,380	5,646,447
	ノルウェークローネ	2,179,275,027	—	2,189,962,953	10,687,926
	メキシコペソ	430,208,561	—	443,974,960	13,766,399
	南アフリカランド	608,220,370	—	608,735,040	514,670
	ポーランドズロチ	2,202,418,443	—	2,260,485,630	58,067,187
	ハンガリーフォリン	46,964,529	—	47,883,088	918,559
	計	12,737,575,148	—	12,881,354,592	143,779,444
	合計	25,353,150,296	—	25,645,810,698	△5,101,514

（注１）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成19年12月20日）から計算日までの期間に対応するものがあります。

（平成20年12月19日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
----	----	---------	---------------	-------	---------

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	4,982,428,686	—	4,582,372,224	400,056,462
	オーストラリアドル	1,849,762,112	—	1,667,489,892	182,272,220
	ニュージーランドドル	1,010,647,286	—	937,736,592	72,910,694
	ノルウェークローネ	61,068,560	—	59,651,550	1,417,010
	メキシコペソ	988,400,294	—	834,628,808	153,771,486
	南アフリカランド	561,459,048	—	547,550,787	13,908,261
	ハンガリーフォリント	384,689,853	—	400,156,581	△15,466,728
	計	9,838,455,839	—	9,029,586,434	808,869,405
	買建				
	米ドル	4,928,027,153	—	4,517,250,630	△410,776,523
	オーストラリアドル	1,779,172,631	—	1,667,489,892	△111,682,739
	ニュージーランドドル	993,107,941	—	922,898,640	△70,209,301
	ノルウェークローネ	77,619,682	—	78,025,950	406,268
	メキシコペソ	1,195,634,398	—	1,059,031,732	△136,602,666
	南アフリカランド	465,220,938	—	421,235,871	△43,985,067
	ポーランドズロチ	121,406,107	—	121,589,338	183,231
	ハンガリーフォリント	195,266,989	—	203,146,777	7,879,788
	計	9,755,455,839	—	8,990,668,830	△764,787,009
	合計	19,593,911,678	—	18,020,255,264	44,082,396

（注１）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成20年6月20日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（３）附属明細表（平成20年12月19日現在）

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
----	----	-----------	-----	------	-----	----

国債証券	NORWEGIAN GOVT	5.500	2009/5/15	142,000,000.00	142,736,980.00	
	ノルウェークローネ 小計			142,000,000.00	142,736,980.00 (1,868,427,068)	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10.000	2009/2/28	25,546,000.00	25,561,072.14	
	南アフリカランド 小計			25,546,000.00	25,561,072.14 (237,462,360)	
	POLAND GOVT	6.000	2009/5/24	37,000,000.00	36,979,650.00	
	ポーランドズロチ 小計			37,000,000.00	36,979,650.00 (1,154,134,877)	
	REPUBLIC OF HUNGARY	9.500	2009/2/12	450,000,000.00	449,518,500.00	
	ハンガリーフォリント 小計			450,000,000.00	449,518,500.00 (217,297,243)	
	国債証券 計				3,477,321,548 (3,477,321,548)	
特殊債券	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	5.250	2009/6/17	4,250,000.00	4,255,695.00	
	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	6.250	2009/7/28	6,000,000.00	6,047,580.00	
	CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE	7.000	2009/1/30	6,588,000.00	6,600,253.68	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6.000	2009/7/15	4,000,000.00	4,019,280.00	
	EXPORT DEVELOPMENT CANADA	6.500	2009/2/23	5,302,000.00	5,312,816.08	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	6.000	2009/7/15	3,000,000.00	3,020,370.00	
	ニュージーランドドル 小計			29,140,000.00	29,255,994.76 (1,537,987,645)	
	EKSPORTFINANS A/S	3.250	2009/3/9	10,000,000.00	9,950,500.00	
	KOMMUNALBANKEN AS	5.000	2009/7/14	10,000,000.00	10,089,500.00	
	ノルウェークローネ 小計			20,000,000.00	20,040,000.00 (262,323,600)	
	EUROPEAN BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	7.300	2009/3/23	54,000,000.00	53,784,000.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	9.250	2009/8/24	12,605,000.00	12,613,823.50	
	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	7.250	2009/3/13	95,000,000.00	94,339,750.00	
	INTERNATIONAL FINANCE CORP	7.000	2009/8/25	58,000,000.00	57,298,200.00	
	KOMMUNINVEST I SVERIGE	7.860	2009/4/20	15,820,000.00	15,757,669.20	
	KOMMUNINVEST I SVERIGE	7.740	2009/5/21	20,950,000.00	20,430,440.00	
	KOMMUNINVEST I SVERIGE	8.170	2009/6/22	21,620,000.00	21,560,112.60	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	7.440	2009/3/23	23,610,000.00	23,487,228.00	
	メキシコペソ 小計			301,605,000.00	299,271,223.30 (2,047,015,167)	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
----	----	--------	-----	------	-----	----

特殊 債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	8.500	2009/2/6	20,410,000.00	20,285,703.10	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	14.750	2009/2/23	9,765,000.00	9,767,148.30	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	13.500	2009/5/19	5,065,000.00	5,067,887.05	
	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	15.250	2009/1/22	7,605,000.00	7,605,076.05	
	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	10.000	2009/5/12	73,400,000.00	72,852,436.00	
	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	10.750	2009/9/8	27,000,000.00	26,936,010.00	
	INTERNATIONAL FINANCE CORP	11.000	2009/7/1	14,000,000.00	13,919,780.00	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	14.000	2009/5/6	5,290,000.00	5,296,824.10	
	L-BANK LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK	10.000	2009/1/19	21,820,000.00	21,803,416.80	
	南アフリカランド 小計			184,355,000.00	183,534,281.40 (1,705,033,474)	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6.250	2009/2/18	28,834,000.00	28,771,141.88	
	ポーランドズロチ 小計			28,834,000.00	28,771,141.88 (897,947,338)	
	COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BANK	6.000	2009/3/27	856,000,000.00	848,467,200.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6.500	2009/1/27	1,559,000,000.00	1,555,118,090.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	8.250	2009/5/5	320,000,000.00	318,688,000.00	
	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK	7.250	2009/3/13	390,000,000.00	387,539,100.00	
	ハンガリーフォリント 小計			3,125,000,000.00	3,109,812,390.00 (1,503,283,309)	
	特殊債券 計				7,953,590,533 (7,953,590,533)	
社債券	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	6.500	2009/1/27	10,895,000.00	10,863,186.60	
	ニュージーランドドル 小計			10,895,000.00	10,863,186.60 (571,077,720)	
	ABN AMRO BANK NV	9.000	2009/2/23	16,000,000.00	15,919,840.00	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	10.000	2008/12/30	4,410,000.00	4,401,885.60	
	RABOBANK NEDERLAND NV	10.250	2009/4/27	6,010,000.00	5,962,220.50	
	RABOBANK NEDERLAND NV	10.500	2009/5/28	1,000,000.00	971,470.00	
	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	11.000	2009/6/22	11,000,000.00	10,580,900.00	
	南アフリカランド 小計			38,420,000.00	37,836,316.10 (351,499,377)	
	NESTLE FINANCE INTERNATIONAL LTD	7.000	2009/2/9	941,000,000.00	935,579,840.00	
	ハンガリーフォリント 小計			941,000,000.00	935,579,840.00 (452,259,295)	
	社債券 計				1,374,836,392 (1,374,836,392)	
	合計				12,805,748,473 (12,805,748,473)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 種類ごとの計及び合計金額欄は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
ニュージーランドドル	特殊債券 6 銘柄	12.01 %	16.47 %
	社債券 1 銘柄	4.46 %	
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	14.59 %	16.64 %
	特殊債券 2 銘柄	2.05 %	
メキシコペソ	特殊債券 8 銘柄	15.99 %	15.99 %
南アフリカランド	国債証券 1 銘柄	1.85 %	17.91 %
	特殊債券 9 銘柄	13.31 %	
	社債券 5 銘柄	2.75 %	
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	9.01 %	16.02 %
	特殊債券 1 銘柄	7.01 %	
ハンガリーフォリント	国債証券 1 銘柄	1.70 %	16.97 %
	特殊債券 4 銘柄	11.74 %	
	社債券 1 銘柄	3.53 %	
合計		100.00 %	100.00 %

（注）組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の各通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	12,777,152,073 円
II 負債総額	84,099,103 円
III 純資産総額（I－II）	12,693,052,970 円

IV 発行済数量	22,746,999,341 口
V 1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ×10000）	5,580 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成19年12月20日 至平成20年6月19日	14,635,448,996	34,220,000	14,601,228,996
第2 特定期	自平成20年6月20日 至平成20年12月19日	10,132,699,936	2,866,498,588	21,867,430,344

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成21年1月末日現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月末日現在、委託会社が運用するファンド（公募）の本数および純資産総額合計額は以下のとおりです。（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます。）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：円）
追加型株式投資信託	60	778,980,575,014
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	4,937,044,606
単位型公社債投資信託	0	0
合計	62	783,917,619,620

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

なお、第12期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2.監査証明について

当社は、第12期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について証券取引法第193条の2の規定に基づき、及び第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金			1,990			-	
2. 預金			5,321,475			-	
3. 現金・預金			-			6,400,622	
4. 有価証券			8,995,742			7,499,960	
5. 支払委託金							
(1) 収益分配金		397			-		
(2) 償還金		31,908	32,306		-	-	
6. 前払費用			138,675			174,085	
7. 未収委託者報酬			2,780,016			2,153,540	
8. 未収投資顧問料	※ 1		1,330,201			-	
9. 未収運用受託報酬	※ 1		-			972,771	
10. 未収投資助言報酬	※ 1		-			253,197	
11. 未収収益			20,416			21,476	
12. 貯蔵品			9,406			14,746	
13. 繰延税金資産			294,505			335,729	
14. その他			19,419			10,019	
流動資産計			18,944,155	48.7		17,836,149	45.0
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※ 2		217,486			188,617	
(2) 器具備品	※ 2		252,825			247,833	
有形固定資産計			470,312	1.2		436,450	1.1
2. 無形固定資産							
(1) 電信加入権	※ 2		400			364	
(2) 電話加入権			7,942			7,942	
(3) ソフトウェア	※ 2		1,169,783			1,247,204	
(4) ソフトウェア仮勘定			3,310			133,623	
無形固定資産計			1,181,437	3.1		1,389,135	3.5

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			18,007,588			19,082,243	
(2) 長期差入保証金	※ 1		279,195			282,029	
(3) 預託金			2,232			753	
(4) 繰延税金資産			-			589,511	
投資その他の資産計			18,289,016	47.0		19,954,537	50.4
固定資産計			19,940,766	51.3		21,780,124	55.0
資産合計			38,884,922	100.0		39,616,273	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			42,213			22,790	
2. 未払金							
(1) 未払収益分配金		6,895			5,607		
(2) 未払償還金		189,402			198,403		
(3) 未払手数料	※ 1	1,065,455			805,432		
(4) その他未払金	※ 1	288,596	1,550,349		307,587	1,317,031	
3. 未払運用委託報酬			-			587,208	
4. 未払投資助言報酬			-			113,443	
5. 未払費用	※ 1		879,567			138,618	
6. 未払法人税等			1,057,019			739,421	
7. 未払事業所税			11,170			11,822	
8. 未払消費税等			77,151			34,584	
9. 前受運用受託報酬			558			557	
10. 賞与引当金			409,690			524,706	
11. その他			17			-	
流動負債計			4,027,739	10.4		3,490,183	8.8
II 固定負債							
1. 長期未払費用	※ 1		127,015			66,047	
2. 退職給付引当金			265,991			338,648	
3. 役員退任慰労金引当金			17,229			18,704	
4. 繰延税金負債			28,895			-	
固定負債計			439,131	1.1		423,400	1.1
負債合計			4,466,871	11.5		3,913,584	9.9

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			10,000,000	25.7		10,000,000	25.2
2. 資本剰余金							
資本準備金			8,281,840			8,281,840	
資本剰余金計			8,281,840	21.3		8,281,840	20.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金			139,807			139,807	
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		120,000			120,000		
研究開発積立金		70,000			70,000		
特別償却準備金		5,204			-		
別途積立金		350,000			350,000		
繰越利益剰余金		15,142,176	15,687,381		17,343,436	17,883,436	
利益剰余金計			15,827,188	40.7		18,023,243	45.5
株主資本計			34,109,028			36,305,083	
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			309,022	0.8		△602,394	△1.5
純資産合計			34,418,050	88.5		35,702,689	90.1
負債・純資産合計			38,884,922	100.0		39,616,273	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		15,449,699			14,408,633		
2. 投資顧問料		6,213,392			-		
3. 運用受託報酬		-			5,239,380		
4. 投資助言報酬		-			1,129,817		
5. その他営業収益		47,111			47,100		
営業収益計			21,710,203	100.0		20,824,931	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			5,849,615			5,626,025	
2. 広告宣伝費			128,925			119,466	
3. 公告費			16,073			3,463	
4. 受益証券発行費			36,584			58	
5. 調査費							
(1) 調査費		693,495			812,474		
(2) 支払投資顧問料		4,290,739			-		
(3) 支払運用委託報酬		-			2,992,080		
(4) 支払投資助言報酬		-	4,984,234		442,829	4,247,384	
6. 委託計算費			109,278			117,836	
7. 営業雑経費							
(1) 通信費		59,512			64,639		
(2) 印刷費		304,811			355,410		
(3) 協会費		25,401			21,686		
(4) 販売事務費		22,669			24,761		
(5) その他営業雑経費		215,669	628,064		288,527	755,025	
営業費用計			11,752,775	54.1		10,869,260	52.2
III 一般管理費							
1. 給料							
(1) 役員報酬	※ 1	56,362			61,539		
(2) 給料・手当		2,661,668			2,752,245		
(3) 賞与		339,718			317,566		
(4) その他人件費		9,598	3,067,347		7,060	3,138,411	
2. 退職給付負担金			52,537			61,168	
3. 海外派遣関係費			78,933			101,496	
4. 交際費			23,994			27,644	

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
5. 寄付金			665			542	
6. 旅費交通費			106,472			128,796	
7. 福利厚生費			412,033			432,033	
8. 租税公課			97,828			97,035	
9. 不動産賃借料			677,820			659,173	
10. 器具備品賃借料			6,634			5,537	
11. 器具備品費			37,725			20,042	
12. 消耗品費			95,211			129,605	
13. 業務委託費			87,374			79,467	
14. 事務委託費			117,799			119,447	
15. 賞与引当金繰入額			409,690			524,706	
16. 退職給付引当金繰入額			91,081			91,625	
17. 役員退任慰労金引当金繰入額			4,612			7,487	
18. 固定資産減価償却費			471,044			539,328	
19. 諸経費			247,103			288,940	
一般管理費計			6,085,911	28.0		6,452,492	31.0
営業利益			3,871,516	17.8		3,503,179	16.8
IV 営業外収益							
1. 受取配当金			413,780			127,663	
2. 有価証券利息			74,589			128,498	
3. 受取利息			8,854			20,304	
4. 雑収入			25,639			27,510	
営業外収益計			522,862	2.4		303,977	1.5
V 営業外費用							
1. 為替差損			16,930			3,958	
2. 事故損失賠償金	※ 2		3,488			-	
3. 雑損失			260			2,966	
営業外費用計			20,679	0.0		6,924	0.0
経常利益			4,373,699	20.1		3,800,231	18.2
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			245,153			-	
2. 投資有価証券償還益			-			252,360	
3. 賞与引当金戻入益			-			4,982	
特別利益計			245,153	1.1		257,342	1.2

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※ 3		7,874			8,147	
2. 投資有価証券売却損			42,791			30,634	
3. 事故損失賠償金	※ 2		-			1,959	
4. 投資有価証券償還損			4,588			-	
特別損失計			55,254	0.2		40,741	0.2
税引前当期純利益			4,563,598	21.0		4,016,832	19.3
法人税、住民税及び事業税		1,894,544			1,737,237		
法人税等調整額		△56,197	1,838,346	8.4	△52,020	1,685,217	8.1
当期純利益			2,725,251	12.5		2,331,615	11.2

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)																								
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものです。 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>390,855千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>84,288千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>21,373千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>9,777千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>127,015千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	390,855千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	84,288千円	その他未払金	21,373千円	未払費用	9,777千円	長期未払費用	127,015千円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものです。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>216,803千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>228,642千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>77,175千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>85,684千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>66,047千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	216,803千円	未収投資助言報酬	228,642千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	77,175千円	未払費用	85,684千円	長期未払費用	66,047千円
未収投資顧問料	390,855千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	84,288千円																								
その他未払金	21,373千円																								
未払費用	9,777千円																								
長期未払費用	127,015千円																								
未収運用受託報酬	216,803千円																								
未収投資助言報酬	228,642千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	77,175千円																								
未払費用	85,684千円																								
長期未払費用	66,047千円																								
※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>79,482千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>482,152千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>561,634千円</td></tr> </table>	建物	79,482千円	器具備品	482,152千円	合計	561,634千円	※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>111,822千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>504,714千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>616,537千円</td></tr> </table>	建物	111,822千円	器具備品	504,714千円	合計	616,537千円												
建物	79,482千円																								
器具備品	482,152千円																								
合計	561,634千円																								
建物	111,822千円																								
器具備品	504,714千円																								
合計	616,537千円																								
3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。	3. 同左																								

(損益計算書関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)										
※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役</td><td>180,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役</td><td>30,000千円</td></tr> </table>	取締役	180,000千円	監査役	30,000千円	※ 1. 同左						
取締役	180,000千円										
監査役	30,000千円										
※ 2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	※ 2. 同左										
※ 3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>5,772千円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>2,102千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,874千円</td></tr> </table>	器具備品	5,772千円	建物	2,102千円	合計	7,874千円	※ 3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>8,147千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>8,147千円</td></tr> </table>	器具備品	8,147千円	合計	8,147千円
器具備品	5,772千円										
建物	2,102千円										
合計	7,874千円										
器具備品	8,147千円										
合計	8,147千円										

(株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 ①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 ①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし
2. 配当に関する事項 ①配当金支払額 平成18年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成18年3月31日 効力発生日 平成18年6月22日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日	2. 配当に関する事項 ①配当金支払額 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日

(リース取引関係)

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>17,126</td><td>8,773</td><td>8,353</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	17,126	8,773	8,353	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>12,105</td><td>6,640</td><td>5,464</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	12,105	6,640	5,464
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	17,126	8,773	8,353																						
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	12,105	6,640	5,464																						
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																								
1 年内 2,797千円	1 年内 2,369千円																								
1 年超 5,884千円	1 年超 3,337千円																								
合計 8,681千円	合計 5,706千円																								
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
支払リース料 3,186千円	支払リース料 3,020千円																								
減価償却費相当額 2,802千円	減価償却費相当額 2,689千円																								
支払利息相当額 362千円	支払利息相当額 285千円																								
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																								
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																								

（有価証券関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	2,994,955	3,003,940	8,984
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,994,955	3,003,940	8,984
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	11,402,733	11,359,020	△43,713
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,402,733	11,359,020	△43,713
合計		14,397,688	14,362,960	△34,728

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,994,928	3,996,650	1,722
	①国債・地方債等	3,994,928	3,996,650	1,722
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	3,511,000	4,133,482	622,482
	小計	7,505,928	8,130,132	624,204
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	998,678	998,600	△78
	①国債・地方債等	998,678	998,600	△78
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	3,352,500	3,243,410	△109,090
	小計	4,351,178	4,242,010	△109,168
合計		11,857,106	12,372,142	515,036

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,302,362	245,153	42,791

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	101,000	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
1. 債券	8,995,742	10,397,196	—	—
(1)国債・地方債等	8,995,742	10,397,196	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	752,200	4,892,415	1,436,190	21,287
合計	9,747,942	15,289,611	1,436,190	21,287

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（平成20年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,126,458	11,214,480	88,021
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,126,458	11,214,480	88,021
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	3,303,474	3,301,350	△2,124
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,303,474	3,301,350	△2,124
合計		14,429,933	14,515,830	85,896

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,495,260	3,497,450	2,189
	①国債・地方債等	3,495,260	3,497,450	2,189
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	2,311,000	2,586,254	275,254
	小計	5,806,260	6,083,704	277,443
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
	小計	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
合計		12,922,760	11,919,173	△1,003,587

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
950,979	—	30,634

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	100,597	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券	7,499,960	10,427,422	—	—
(1)国債・地方債等	7,499,960	10,427,422	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	1,067,250	5,440,566	1,656,541	—
合計	8,567,210	15,867,989	1,656,541	—

（注）投資信託受益証券であります。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成19年3月31日現在）

(1)退職給付債務 265,991千円

(2)退職給付引当金 265,991千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 98,414千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）7,333千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）28,339千円、及び受入出向者にかかる退職給付負担金52,537千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成20年3月31日現在）

(1)退職給付債務 338,648千円

(2)退職給付引当金 338,648千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 101,582千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）9,957千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）32,514千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金61,168千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>163,876千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>86,874千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>44,412千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>295,162千円</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>657千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>657千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>294,505千円</u></td></tr> </table> (固定資産) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>106,396千円</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労金引当金</td><td>6,891千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>50,806千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産償却超過額</td><td>8,581千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,255千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>179,931千円</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>205,357千円</td></tr> <tr> <td>特別償却準備金</td><td>3,469千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>208,826千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td><u>28,895千円</u></td></tr> </table>	賞与引当金	163,876千円	未払事業税	86,874千円	その他	44,412千円	繰延税金資産合計	<u>295,162千円</u>	有価証券評価差額	657千円	繰延税金負債合計	<u>657千円</u>	繰延税金資産の純額	<u>294,505千円</u>	退職給付引当金	106,396千円	役員退任慰労金引当金	6,891千円	長期未払費用	50,806千円	税務上の繰延資産償却超過額	8,581千円	その他	7,255千円	繰延税金資産合計	<u>179,931千円</u>	投資有価証券評価差額	205,357千円	特別償却準備金	3,469千円	繰延税金負債合計	<u>208,826千円</u>	繰延税金負債の純額	<u>28,895千円</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>209,882千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>65,741千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>60,981千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>336,605千円</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>875千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>875千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>335,729千円</u></td></tr> </table> (固定資産) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>135,459千円</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労金引当金</td><td>7,481千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>26,419千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産償却超過額</td><td>9,538千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価差額</td><td>402,471千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8,140千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>589,511千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>589,511千円</u></td></tr> </table>	賞与引当金	209,882千円	未払事業税	65,741千円	その他	60,981千円	繰延税金資産合計	<u>336,605千円</u>	有価証券評価差額	875千円	繰延税金負債合計	<u>875千円</u>	繰延税金資産の純額	<u>335,729千円</u>	退職給付引当金	135,459千円	役員退任慰労金引当金	7,481千円	長期未払費用	26,419千円	税務上の繰延資産償却超過額	9,538千円	投資有価証券評価差額	402,471千円	その他	8,140千円	繰延税金資産合計	<u>589,511千円</u>	繰延税金資産の純額	<u>589,511千円</u>
賞与引当金	163,876千円																																																																
未払事業税	86,874千円																																																																
その他	44,412千円																																																																
繰延税金資産合計	<u>295,162千円</u>																																																																
有価証券評価差額	657千円																																																																
繰延税金負債合計	<u>657千円</u>																																																																
繰延税金資産の純額	<u>294,505千円</u>																																																																
退職給付引当金	106,396千円																																																																
役員退任慰労金引当金	6,891千円																																																																
長期未払費用	50,806千円																																																																
税務上の繰延資産償却超過額	8,581千円																																																																
その他	7,255千円																																																																
繰延税金資産合計	<u>179,931千円</u>																																																																
投資有価証券評価差額	205,357千円																																																																
特別償却準備金	3,469千円																																																																
繰延税金負債合計	<u>208,826千円</u>																																																																
繰延税金負債の純額	<u>28,895千円</u>																																																																
賞与引当金	209,882千円																																																																
未払事業税	65,741千円																																																																
その他	60,981千円																																																																
繰延税金資産合計	<u>336,605千円</u>																																																																
有価証券評価差額	875千円																																																																
繰延税金負債合計	<u>875千円</u>																																																																
繰延税金資産の純額	<u>335,729千円</u>																																																																
退職給付引当金	135,459千円																																																																
役員退任慰労金引当金	7,481千円																																																																
長期未払費用	26,419千円																																																																
税務上の繰延資産償却超過額	9,538千円																																																																
投資有価証券評価差額	402,471千円																																																																
その他	8,140千円																																																																
繰延税金資産合計	<u>589,511千円</u>																																																																
繰延税金資産の純額	<u>589,511千円</u>																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																																																

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任5 出向2 転籍6	営業取引	投資顧問料の受取	1,750,369	未収投資顧問料	390,855

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 投資顧問料の受取1,750,369千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る投資顧問料138,757千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	462,176	その他未払金	44,205

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任5 出向3 転籍5	営業取引	運用受託報酬の受取	929,617	未収運用受託報酬	216,803
								投資助言報酬の受取	1,007,132	未収投資助言報酬	228,642

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取929,617千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬306,822千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	499,113	その他未払金	47,267

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 317,369円15銭 1株当たり当期純利益金額 25,129円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 329,214円82銭 1株当たり当期純利益金額 21,499円84銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	2,725,251千円	2,331,615千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株主に係る当期純利益	2,725,251千円	2,331,615千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科目		第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金及び預金		4,531,883	
2. 有価証券		7,996,388	
3. 未収委託者報酬		2,150,025	
4. 未収運用受託報酬		1,136,126	
5. 未収投資助言報酬		278,933	
6. 繰延税金資産		249,047	
7. その他		287,577	
流動資産合計		16,629,983	41.8
II 固定資産	※1		
1. 有形固定資産		398,097	1.0
2. 無形固定資産		1,440,736	3.6
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		19,963,401	
(2) 繰延税金資産		1,035,257	
(3) その他		282,453	
投資その他の資産合計		21,281,112	53.6
固定資産合計		23,119,946	58.2
資産合計		39,749,930	100.0
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 未払金		1,192,528	
2. 未払運用委託報酬		758,471	
3. 未払投資助言報酬		104,821	
4. 未払費用		108,430	
5. 未払法人税等		627,718	
6. 前受運用受託報酬		101,731	
7. 前受投資助言報酬		78,968	
8. 賞与引当金		355,988	
9. その他		87,153	
流動負債合計		3,415,813	8.6

科目	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
II 固定負債			
1. 長期未払費用		35,567	
2. 退職給付引当金		396,319	
3. 役員退任慰労金引当金		23,854	
固定負債合計		455,741	1.1
負債合計		3,871,554	9.7
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金		10,000,000	25.2
2. 資本剰余金			
資本準備金		8,281,840	
資本剰余金合計		8,281,840	20.8
3. 利益剰余金			
(1) 利益準備金		139,807	
(2) その他利益剰余金			
配当準備積立金		120,000	
研究開発積立金		70,000	
別途積立金		350,000	
繰越利益剰余金		18,171,672	
利益剰余金合計		18,851,479	47.4
株主資本合計		37,133,319	93.4
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△1,254,943	
評価・換算差額等合計		△1,254,943	△3.1
純資産合計		35,878,375	90.3
負債・純資産合計		39,749,930	100.0

(2) 中間損益計算書

科目	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益				
1. 委託者報酬		7,156,167		
2. 運用受託報酬		2,356,174		
3. 投資助言報酬		493,636		
4. その他営業収益		23,550	10,029,528	100.0
II 営業費用			5,297,515	52.8
III 一般管理費	※1		3,370,989	33.6
営業利益			1,361,023	13.6
IV 営業外収益	※2		172,321	1.7
V 営業外費用	※3		3,683	0.0
経常利益			1,529,661	15.3
VI 特別利益	※4		119,053	1.2
VII 特別損失	※5		37,126	0.4
税引前中間純利益			1,611,588	16.1
法人税、住民税及び事業税		571,825		
法人税等調整額		75,967	647,793	6.5
中間純利益			963,795	9.6

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	70,000
別途積立金	前期末残高	350,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	17,343,436
	当中間期変動額	剰余金の配当 中間純利益
		合計
	当中間期末残高	18,171,672
利益剰余金合計	前期末残高	18,023,243
	当中間期変動額	828,235
	当中間期末残高	18,851,479
株主資本合計	前期末残高	36,305,083
	当中間期変動額	828,235
	当中間期末残高	37,133,319
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△602,394
	当中間期変動額（純額）	△652,549
	当中間期末残高	△1,254,943
評価・換算差額等合計	前期末残高	△602,394
	当中間期変動額	△652,549
	当中間期末残高	△1,254,943
純資産合計	前期末残高	35,702,689
	当中間期変動額	175,686
	当中間期末残高	35,878,375

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	— (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

第14期中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

(中間貸借対照表)

1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「未収投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た未収収益を、前事業年度末から「未収投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「未収投資顧問料」は362,643千円であります。

2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、前事業年度末から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は908,017千円、「未払投資助言報酬」は105,861千円であります。

3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「前受投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た前受収益を、前事業年度末から「前受投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「前受投資顧問料」は73,867千円であります。

(中間損益計算書)

金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た収益を、前事業年度末から「投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「投資顧問料」は589,433千円であります。

(注記事項)

[中間貸借対照表関係]

第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	634,314千円
2. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。	

[中間損益計算書関係]

第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	58,597千円
無形固定資産	229,957千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	77,713千円
有価証券利息	68,516千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
支払手数料	2,305千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	106,050千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	4,656千円
固定資産除却損	
器具備品	5,522千円
計	<u>5,522千円</u>

[中間株主資本等変動計算書関係]

第14期中間会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千 株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成20年3月31日	平成20年6月23日

[リース取引関係]

第14期中間会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 （器具備品）	千円 12,105	千円 7,815	千円 4,289

② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	2,164千円
1年超	2,348千円
合計	4,512千円

③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,294千円
減価償却費相当額	1,174千円
支払利息相当額	100千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	1,530千円
1年超	1,275千円
合計	2,805千円

[有価証券関係]

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
国債	14,553,775	14,594,440	40,664
合計	14,553,775	14,594,440	40,664

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) 国債	3,994,157	3,997,050	2,892
(2) その他（注）	11,270,479	9,175,868	△2,094,611
合計	15,264,636	13,172,918	△2,091,718

（注）投資信託受益証券であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券（上記1を除く）の内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券 非上場株式	132,500千円
匿名組合出資	100,597千円

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第14期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）
1株当たり純資産額	330,834円83銭
1株当たり中間純利益	8,887円17銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	963,795千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純利益	963,795千円
期中平均株式数	108千株

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
特別償却準備金	前期末残高	19,310
	当期変動額	特別償却準備金取崩（前年度） 特別償却準備金取崩（当年度）
	当期末残高	△7,052 △7,052 5,204
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	12,538,379
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 特別償却準備金取崩（前年度） 特別償却準備金取崩（当年度）
	当期末残高	△135,560 2,725,251 7,052 7,052 15,142,176
利益剰余金合計	前期末残高	13,237,496
	当期変動額	2,589,691
	当期末残高	15,827,188
株主資本合計	前期末残高	31,519,336
	当期変動額	2,589,691
	当期末残高	34,109,028
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	497,428
	当期変動額（純額）	△188,406
	当期末残高	309,022
評価・換算差額等合計	前期末残高	497,428
	当期変動額	△188,406
	当期末残高	309,022

純資産合計	前期末残高	32,016,765
	当期変動額	2,401,284
	当期末残高	34,418,050

第13期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
特別償却準備金	前期末残高	5,204
	当期変動額 特別償却準備金取崩	△5,204
	当期末残高	-
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	15,142,176
	当期変動額 剰余金の配当	△135,560
	当期純利益	2,331,615
	特別償却準備金取崩	5,204
利益剰余金合計	当期末残高	17,343,436
	前期末残高	15,827,188
	当期変動額	2,196,055
株主資本合計	当期末残高	18,023,243
	前期末残高	34,109,028
	当期変動額	2,196,055
株主資本合計	当期末残高	36,305,083
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	309,022
	当期変動額（純額）	△911,416
	当期末残高	△602,394
評価・換算差額等合計	前期末残高	309,022
	当期変動額	△911,416

	当期末残高	△602,394
純資産合計	前期末残高	34,418,050
	当期変動額	1,284,639
	当期末残高	35,702,689

（重要な会計方針）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算 定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によって おります。 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用 年数は、建物8～15年、器具備品4～15年 であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用の ソフトウェアについては社内における利用 可能期間（5年）に基づく定額法によっ ております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替 相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によって おります。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに 類する組合への出資（金融商品取引法 第2条第2項により有価証券とみなさ れるもの）については、組合契約に規定 される決算報告日に応じて入手可能な 最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額 を純額で取り込む方法によってござ います。 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用 年数は、建物3～15年、器具備品2～20年 であります。 ② 無形固定資産 同左 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準 同左

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 同左 ② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退任慰労金引当金 同左 5. リース取引の処理方法 同左 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左

（会計処理の変更）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は34,418,050千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	――
――	当事業年度より、平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表) ---	(貸借対照表) 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した未収収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は1,047,517千円、「未収投資助言報酬」は282,683千円であります。 2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、当事業年度から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は731,340千円、「未払投資助言報酬」は96,655千円であります。 3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「前受投資顧問料」として表示していた前受収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「前受運用受託報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「前受投資顧問料」に含まれる「前受運用受託報酬」は558千円であります。

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(損益計算書) ――	(損益計算書) 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示していた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は5,042,932千円、「投資助言報酬」は1,170,459千円であります。 2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「支払投資顧問料」として表示していた費用のうち、投資一任契約によって支払った分については、当事業年度から「支払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払った分については、「支払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「支払投資顧問料」に含まれる「支払運用委託報酬」は3,908,052千円、「支払投資助言報酬」は382,687千円であります。 3. 前事業年度まで営業外費用として表示しておりました「事故損失賠償金」は、每期経常的に発生する性質のものではないため、当事業年度から特別損失として表示しております。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ① 定款の変更、事業の譲渡または事業の譲受、出資の状況等
委託会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
委託会社がその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して内閣総理大臣に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に掲示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を内閣総理大臣に届け出ます。
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の決算期は、毎年3月末日です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）取扱販売会社

（平成20年9月末現在）

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	※ 1
新光証券株式会社	125,167百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
株式会社東北銀行	8,233百万円	※ 2

※ 1 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※ 2 銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

（3）投資顧問会社（参考情報）

a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー

b. 資本金の額

平成20年9月末現在、204,000米ドル（約21百万円。1米ドル＝103円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（２）取扱販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

（３）投資顧問会社（参考情報）

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ／パトナム・高金利通貨 マザーファンド」の運用指図（国内短期金融資産の運用の指図を除きます。）を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年 7 月10日	臨時報告書
平成20年 9 月19日	有価証券報告書およびその添付書類 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年10月10日	臨時報告書
平成20年11月 4 日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月5日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンドの平成20年6月20日から平成20年12月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンドの平成20年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンドの平成19年12月20日から平成20年6月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ／パトナム・高金利通貨ファンドの平成20年6月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前特定期間の財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)